

感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止のために .....

# 予防接種は受けていますか？



町では、『定期予防接種』に限り、費用の負担をしています。ただし、対象年齢を過ぎて接種した場合は全額自己負担になりますので、接種忘れがないかをご確認ください。なお、予診票は各医療機関にありますので、診療時間内にお問合せください

予防接種実施医療機関(五十音順) ★医療機関へのお問合せは、診療時間内に限ります

医療機関名	住所	電話番号	子どもの 予防接種	高齢者 肺炎球菌 ワクチン
石川医院(富貴)	富貴字外面84-6	73-3332	○	○
石川病院(武豊)	ヒジリ田23	72-2345	○	○
奥村医院	大屋敷72-4	72-0623	—	○
くめクリニック	中山2-12-9	72-0623	○	○
榊原整形外科	向陽5-2	74-3377	○	○
じこう医院	東長宗13-1	74-0311	—	○
杉石病院	向陽1-117	72-1155	○	○
すこやかクリニック	長宗2-32	71-0315	○	○
なかしまキッズクリニック	鹿ノ子田2-40-2	74-0555	○	○
内科 毛受医院	小迎143	72-6432	○	○
よしかねクリニック	梨子ノ木3-1-3	73-0089	—	○
内科・外科 渡辺医院	高野前80	72-1195	○	○
わたなべ小児科	長宗2-43	71-0567	○	○

※小学生の予防接種に限る場合がありますので、医療機関にお問合せください

## ■町外で定期予防接種を受ける場合(愛知県広域予防接種事業)

町外にかりつけ医がいる人や里帰り出産をする人等は、町外の接種協力医療機関で受けることができます。予防接種履歴のわかるもの(例 母子健康手帳等)を持参の上、接種の2週間程度前までに、保健センターで事前申請の手続きをしてください。医療機関への接種予約は保健センターでの事前申請の後に行ってください。

	対象者	自己負担	接種方法
定期接種	①今年度までに、65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能に重い病気のある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のある人で、身体障害者手帳1級程度の人	2,500円	対象者①の人 4月下旬に郵送された助成対象者証明書(ハガキ)を持参の上、医療機関へ予約してください。
任意接種	③定期接種対象者を除く75歳以上の人 ④65歳以上75歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能に重い病気のある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のある人で、身体障害者手帳1級程度の人	4,000円	対象者②~④の人 接種希望者は保健センターまでお問合せください。その後、医療機関へ予約してください。

## ■子どもの予防接種

名称【対象者・対象年齢】	接種回数・間隔
ロタウイルスワクチン 【ロタリックス(1価):生後6週~24週】 【ロタテック(5価):生後6週~32週】	ロタリックス(1価)の場合:2回(27日以上の間隔をおく) ロタテック(5価)の場合:3回(27日以上の間隔をおく)
小児用肺炎球菌 【生後2か月以上5歳未満】	◇開始が生後2か月から7か月に至るまでの場合 初回:3回(27日以上の間隔をおく) 追加:1回(初回終了後7か月以上の間隔をおく) ※標準的な接種期間を外れた場合の接種方法についてはお問合せください
インフルエンザ菌b型(Hib) 【生後2か月以上5歳未満】	◇開始が生後2か月から7か月に至るまでの場合 初回:3回(27日以上の間隔をおく) 追加:1回(初回終了後60日以上の間隔をおき、1歳に至った日以降) ※標準的な接種期間を外れた場合の接種方法についてはお問合せください
4種混合ワクチン(DPT-IPV) (D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ) 【生後3か月以上7歳6か月未満】	1期初回:3回(20日以上の間隔をおく) 1期追加:1回(1期初回終了後、6か月以上の間隔をおく)
2種混合ワクチン(DT) 【11歳以上13歳未満】	2期:1回
BCGワクチン【1歳未満】	1回
B型肝炎ワクチン【1歳未満】	3回(1回目を接種してから27日以上の間隔をおいて2回目、その後、1回目の接種から139日以上の間隔をあけて3回目)
麻しん風しん混合ワクチン 【①1歳以上2歳未満】 【②保育園年長組にあたる5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年の間】	①1期:1回 ②2期:1回
水痘(水ぼうそう)【1歳~3歳未満】	2回(3か月以上の間隔をおく)
日本脳炎ワクチン 【①②生後6か月以上7歳6か月未満】 【③9歳以上13歳未満】	①1期初回:2回(6日以上の間隔をおく) ②1期追加:1回(1期初回終了後、6か月以上) ③2期:1回

### ☆特例措置

平成7年4月2日~19年4月1日生まれの人は、20歳未満であれば、1期初回~2期の合計4回分が定期予防接種として接種可能。また、平成19年4月2日~21年10月1日生まれで9歳以上13歳未満において、1期の不足分および2期が定期予防接種として接種可能

子宮頸がん予防ワクチン 【小学6年~高校1年に相当する年齢の女子】	サーバリックス(2価)の場合:3回(1回目を接種してから1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5か月以上・2回目から2か月半の間隔をあけて3回目) ガーダシル(4価)の場合:3回(1回目を接種してから1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の接種から3か月以上の間隔をあけて3回目)
--------------------------------------	--

### ☆特例措置

平成9年4月2日~18年4月1日生まれの女性で3回接種を完了していない人は、令和7年度末まで接種可能となりました。有効性および安全性については、『HPV(子宮頸がん)ワクチンの接種を逃した方へ』(厚労省ホームページ)でご確認ください。

